

平成26年度 横浜市新羽地域ケアプラザ・コミュニティハウス 事業計画書

1 施設名

新羽地域ケアプラザ及び新羽コミュニティハウス

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザ及びコミュニティハウスの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

新羽地区は、65歳以上と14歳以下の人口比率がほぼ同率でしたが、65歳以上の人口比率が年々増加して16.2%となり高齢化が進んでいます。また、地下鉄沿線にはマンションが多く新設され若い世代が増加していますが、その世代の方々の町内会への加入率が低い状況です。しかし隣近所のお付き合い、困った時に互いに支えあう関係がまだまだある地区です。

新羽地区福祉保健計画推進委員会の柱である3分科会の各分科会の支援と共に、3分科会協働でのイベントの取り組みを支援し、地域の方々の地域愛の醸成に努め、“思いやりと花と緑のまちづくり”“和、輪、話のまちにっば”を推進します。

地域の熱い思いが実った新羽地域ケアプラザを地域交流のスクランブル交差点にしたいだけのように、地域にPRしていきます。ここでの出会いを新たな活動やエネルギーにしたいだけを目指して、活用の継続的なお願いをしていきます。

開所前からケアプラザ・コミュニティハウス活用検討会を地域の代表者で開いてくださっています。このネットワークを大事にしていきます。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

4月に竣工し、まだ新しい建物です。適切な維持管理に努め、長く市民の拠点として愛される拠点になるよう、保全に努めていきます。同時にご利用の方からの声を集め、施設を安全・安心・清潔にご利用していただけるよう、丁寧な管理を心掛けます。

イ 効率的な運営への取組について

職員の人数が少ないので、運営の方針を共有することがとりわけ重要になってきます。他部門の業務を我がこととして遂行できるかが鍵です。特に貸出の部屋数が多いこと、ケアプラザとコミュニティハウスとの合築であることから、部屋の貸出の運用を全員がスムーズにご案内できるかが、地域と施設をつなぐ重要なポイントになります。すべてのスタッフが専門家かつオールラウンドプレイヤーを目指すことにより、効率的な運用を目指します。そのために職員発案の研修を随時組んでいきます。

コミュニティハウスについては会議・学習室は団体利用の無いときには個人利用に開放するなど柔軟な対応を実施して施設稼働の向上に努めます。

ウ 苦情受付体制について

苦情や要望に迅速かつ適切に対応できるように、法人の福祉サービスに関わる苦情解決運用要領の中で、法人内苦情受付担当者、第三者委員会、苦情解決責任者及び苦情解決調整委員会が設置されています。また職員の人権意識の現状把握、啓発及び研修を目的として、人権委員会を設置し本制度を補完しております。事業所長は苦情解決調整委員、地域包括支援センター社会福祉士が苦情受付担当者を担い、館内に掲示します。

介護保険事業ではサービスご利用時の重要事項説明書に苦情相談受付窓口について明記しています。受付担当者をはじめ公的機関の苦情相談窓口等、丁寧な説明を心がけます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

緊急連絡網及び緊急時の対応マニュアルを活用して、迅速かつ適切な対応に努めます。防災訓練の計画し、通報訓練・初期消火訓練・避難誘導・救命訓練を実施して、職員等の防火意識の啓発と資質の向上に努めます。また防火管理体制表に沿った訓練を実施し、避難誘導時の各職員の役割分担を再確認いたします。施設閉館時はセキュリティロックを掛けて出ます。

防犯・防災については館内の充実とあわせて、地域との協働の道を探っていきます。

オ 事故防止への取組について

事故情報について、日々のミーティングや会議等で職員間での情報の共有、事故原因の検証を迅速に実施し、再発防止に取り組みます。

建物や設備等については、日常点検と委託業者による定期点検を実施して、事故の発生を未然に防ぐよう環境整備に努めます。

貸館事業では、備品等の日々のチェックによる環境整備、業務の見直しと研修により、業務の標準化を図り事故防止に努めます。

個人情報の取り扱いについては、各部門、これまでの事故事例を基にルールを見直して事故防止に努めます。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

法令及び横浜市の個人情報の保護に関する条例や法人の個人情報管理規程に基づいて、適切な対応します。事業所長は個人情報管理者を担い、個人情報管理委員会の定めた取り組み計画等に従って、所属事業所における個人情報管理に関する取り組みを推進する責務を負っています。個人情報保護に関する基本方針や個人情報の利用目的について等を館内に掲示して、個人情報保護の意識を高めます。職員は個人情報漏えい事例の情報共有等研修の機会を持ち、また個人情報漏えい防止チェックシートによる自己点検での振り返りを実施して定期的な注意喚起に努めます。

キ 情報公開への取組について

運営協議会や法人機関紙「共生」やケアプラザ広報紙の発行、法人、区のホームページ、介護保険事業では介護サービス情報公表などにおいて、地域の皆様に、わかり易く親しみやすい手段・方法での情報公開に努めます。

地域交流部門のホームページも有効に利用していきます。

ク 環境等への配慮及び取組について

新築の建物なので、換気によりシックハウス数値の安定に努めます。

横浜市のごみの減量化・資源化・省エネ・緑化の推進に積極的に取り組んで参ります。

毎月搬出したごみ袋数が分かるように掲示し、職員の減量化への意識を高めて参ります。

裏紙の再利用等に取り組めます。エアコンの温度設定に留意する等館内の節電に積極的に取り組めます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

看護師 1名(常勤 管理者兼務)

社会福祉士 1名(常勤)

《目標》

いつまでにどのような生活行為が出来るようになるか、具体的な目標を明確にしつつ、総合的かつ効果的な支援プランを作成します。また介護予防サービスの提供を確保し、目標達成状況に応じて計画の見直しを行います。

プラン作成にあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮します。また、介護保険サービスのみならず、地域のインフォーマルサービス情報を積極的に取り入れた介護予防支援プランを作成します。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

通常のサービス提供地域を超える地域への訪問・出張の際にはその旅費(実費)のご負担をお願いすることがあります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

プラン作成のあたっては、他の職種との連携を図り、専門職の意見を聞いています。法人内の弁護士・臨床心理士・医師等の専門職にも相談しやすい環境です。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
67	70	70	72	72	75
10月	11月	12月	1月	2月	3月
75	75	78	78	80	80

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

介護支援専門員 管理者（常勤兼務） 1名
常勤 1名

《目標》

1. 住み慣れた地域でその人らしく自立した生活が営むことを目標とし、ご利用者の意思を尊重し、心身や置かれている環境状況等に応じた居宅サービス計画の作成に努めます。
2. サービス提供にあたっては、サービス種類や事業所に偏ることなく、また、介護保険サービスのみならず地域のインフォーマルサービス情報も情報提供して、ご利用者ご自身にあった、より良いサービスをご自身で選択できるように支援します。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

通常のサービス提供地域を超える地域への訪問・出張する際にはその旅費(実費)のご負担をお願いすることがあります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・同法人内の4か所の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが定期的に集まり、制度の解釈情報交換、事例検討、研修などを実施し、ケアマネジメントの質の向上に努めます。法人内で弁護士や心理療法士、医師等の専門職に相談することができ、自己研鑽の機会が多く設定されています。また近隣の居宅介護支援事業所と協働のもと、情報交換・事例検討の場“丘の上倶楽部”に2カ月に1回参加します。
- ・地域に数多くある福祉施設と地域の方々との橋渡し役として、地域の福祉施設の理解を深めることを目的とした、地域の福祉施設見学会を近隣の老人保健施設と企画共催で年1回開催します。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
28	28	28	30	30	33
10月	11月	12月	1月	2月	3月
33	36	36	37	38	38

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分（区と協議の上、策定して下さい。）

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・子ども・障害分野への対応）

2 職種（社会福祉士・保健師等）各々の職性を有効に生かした相談業務に努めます。ケアプラザが駅近くにあることから来所相談が多くなることが予想されます。またお電話をいただき地域に出向くことも多くなると思います。まずは新羽地区に、新しいケアプラザができたこと、そこに総合相談窓口があることを、広く地域に周知します。

特に新羽地区の町内会の会合や民生委員児童委員協議会等にこまめに顔を出し、ケアプラザの周知をしていきます。

ケアプラザの他部門や区役所・区社協と緊密な連携を図り、より相談者のニーズに沿った対応に努めます。また、地域のインフォーマルサービス等の情報収集に努め、その資料を整備する等、様々な相談に対して柔軟な対応、適切な情報提供が出来るような体制を作ります。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

ケアプラザの自主事業については、地域包括の2職種＋地域活動交流のコーディネーターの3職種の協働で実施します。

新羽地区の地域福祉保健計画推進委員会では、地域包括の2職種も地区のサポートスタッフをコーディネーターと共に担い、地域情報を共有してその対応に当たります。

日々の情報交換や定例会議等での情報共有により、3職種の連携の下、適切な事業運営に努めます。

積極的にケアプラザの周知を図っていきます。

3 職員体制・育成

委託事業・介護保険事業ともに各事業の人員基準を充足した職員体制で事業運営していきます。

各職員が自己研鑽の機会を多く持ち、互いに高め合いやりがいを感じる等、生きがいある働きやすい職場の風土の醸成、職場環境整備に努め、職員の定着化を図ります。

4 地域福祉のネットワーク構築

新羽地区の地域福祉保健計画にサポートスタッフとして、区役所・区社協との連携の下、積極的に関わりを持ち、各関係機関・団体間の橋渡しが担えるよう努めていきます。

地区のパイプ役を積極的に担い、全体のネットワーク構築を目指します。

また、この地域の特色である、地域の中に数多くある福祉施設と地域の方々が繋がる取り組みを実施し、地域福祉のネットワーク構築を推進します。

5 区行政との協働

地域福祉保健計画では区役所及び区社協との連携の下、サポートスタッフとして、“地域力”の充実、強化を推進していきます。

また、定期的で開催している地域ケアカンファレンスやコーディネーター連絡会等での情報交換を通して、地域ニーズを反映した高齢者・子育て・障がい者(児)・地域支援事業を区職員や区社協職員との連携の下に取り組みます。

“誰もが安心して暮らせるまち港北”を推進していきます。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域福祉保健計画推進会議や地域のボランティア団体の定例会議に参加しての定期的な情報収集とともに、自主事業の参加者へのアンケートや貸館利用者へのアンケート等により情報収集に努めます。

また、情報提供については広報紙やホームページを立ち上げ、その中で地域の福祉保健活動情報の記事内容の充実に努めます。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

地域活動の紹介や自主事業への協力等、福祉保健活動の実施を依頼して参ります。趣味を目的とする活動団体の活動計画の中に、福祉保健活動が位置付けられるよう積極的に働きかけます。

調理室の利用やその他ボランティア団体の定例会議等による貸部屋の利用等、貸館利用率アップの取り組みをしていきます。

また、館内のエントランスや各階のエレベーター前フロアなどを活用し、活動団体が相互の活動を知ることができるよう、活動紹介を掲示していきます。

3 自主企画事業

- | | |
|------------|---|
| 1.高齢者支援 | 介護予防体操・サロン |
| 2.子育て支援 | 子育て支援サロン・子育て講座・パパ支援 |
| 3.障がい者支援 | 学齢期障がい児余暇支援等 |
| 4.ボランティア支援 | 活動の担い手の発掘等 |
| 5.地域支援 | 地域活動の周知・次世代のボランティア人材発掘・異世代交流
地域の見守りネットワーク・地域の福祉施設ネットワーク等 |

以上5本柱に沿った自主企画事業を実施します。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

多くのボランティア団体の担い手不足が課題となっています。既存のボランティア団体がボランティアを募集するための支援を強化すると共に、各グループの課題解決の支援に努めます。各ボランティア団体の募集チラシ作成を支援して、ケアプラザ館内や地域の掲示版に掲示するとともに、職員が地域に出向く際には必ずボランティア団体を一覧にしたチラシを配布します。地域活動交流のホームページのボランティア情報にも掲載します。

新規活動希望者の相談のためにボランティア団体リストを作成する等、受け入れ体制を整え、随時、速やかに適切な活動情報が提供できるよう努めます。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

地域の集まりに積極的に参加して相談窓口の周知に努めます。
地域の方から相談されやすい信頼関係を築き、制度や地域サービスについて情報提供をしていきます。
地域に住む高齢者に関する相談を受け止め、適切な機関や制度、サービスにつなぎ継続的にフォローしていきます。緊急対応や困難ケースについても利用者の背景を理解し、粘り強く関係を持ち続けていきます。

地域包括支援ネットワークの構築

地区のパイプ役を積極的に担い、地区全体のネットワーク構築を目指します。
また、この地区の特色である地域の中に数多くある福祉施設と地域の方々が繋がる取り組みを実施し、地域福祉を推進します。

実態把握

地域の集まりへの参加や個別の訪問、「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」の情報について民生委員や地域の方と共有し、地域の課題を把握していきます。見つけられた課題についてはケアプラザ全体で共有し、各事業に反映させるよう努めます。

2 権利擁護

権利擁護

地域の方の消費者被害の防止や成年後見制度の相談を受け、必要な場合は適正な機関への橋渡し役を担います。
地域で成年後見制度や高齢期のお金に関する講座等を開催し、権利擁護の視点をもった支援に努めます。
行政書士の無料相談会を開催し、様々なご相談を支援します。
市民後見制度や後見信託制度などの研修に積極的に参加し自己研鑽に努めます。
同じ建物内に生活支援センター海が入っていることを活かし、障がいの方の相談や権利擁護についても海や区役所に迅速につなぐことができるよう協働していきます。

高齢者虐待

日頃から地域住民、地域関係団体、居宅介護支援事業所等介護保険事業所との連携を図り、相談・通報しやすい関係の構築に努め、早期発見・早期対応に努めます。

地域住民への高齢者虐待防止の理解を深める広報・啓発活動を行います。

虐待の相談を受けた際は区へ報告、調査、役割分担を確認して速やかな対応に努めます。高齢者虐待防止連絡会等に参加し、事例検討等を通して個別の具体的な介入方法や予防のための見守り活動等の理解を深めます。

認知症

地域にあるサービス付き高齢者向け住宅に入居の方対象の認知症などのミニレクチャー講座の開催も適宜行っていきます。徘徊高齢者が早く安全に自宅に戻る地域ネットワークの構築を支援します。

3 介護予防マネジメント

二次予防対象者把握

日々の相談業務や、老人会や体操会やサロン、民生委員児童委員協議会等地域の集まりへの積極的な参加を通して対象者の把握に努めます。把握された対象者には、元気づくりステーション等、介護予防体操への参加を促します。

二次予防対象者を早期に把握し、要介護状態になるのを予防することを通して、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援します。

介護予防ケアマネジメント力

その方の持つ力や思いなど、その方の特性を踏まえた生活機能向上の目標を設定し、様々な専門家の意見を取り入れる機会を持ち、適切なサービスの選択を支援します。その方とサービス提供者による目標の共有によりその方が主体的にサービス利用できるように進めます。

一定の期間で適切に評価し、必要に応じてプランを見直す目標志向型プランの作成に努めます。

介護予防従事者研修等を通して地域のケアマネジャーに明確な目標設定を持った介護予防ケアプラン作りを普及させます。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

新羽地区の民生委員・児童委員協議会に定期的に参加し、地域にケアプラザを周知していきます。

また、保健活動推進員や消費生活推進員の方々との共催による勉強会の機会を模索していきます。

介護老人保健施設と介護予防講座を共催することにより、地域の施設と手をつないで開かれた施設作りをしていきます。

グループホームや老人保健施設の運営会議に参加することにより、施設と地域の橋渡しをするとともにさらに緊密な地域ネットワーク化を目指していきます。

またサービス付き高齢者向け住宅で介護保険・認知症予防講座などを開くことで、相談窓口としてさらにPRします。

医療・介護の連携推進支援

高齢者支援ネットワーク（医師会・歯科医師会・薬剤師会・区・ガンバ港北・包括）を軸に、医療と介護の顔が見える関係・研修作りに参加していきます。また協力医に相談しながら、地域のケアマネジャーと医師が意見交換できるよう、新羽地区単体でできる情報交換会も企画していきます。

ケアマネジャー支援

区内包括支援センター合同の企画として行政サービス、個人情報保護、共依存などケアプラン立案に有益な講座を組んでいきます。認知症や薬、口腔といった年間テーマで医療連携を深める機会を提供していきます。介護予防支援従事者実践編など、今求められるものを一緒に学ぶ機会を持ちます。新任ケアマネジャー向け講座としては、住環境整備と用具に関するものを検討していきます。

インフォーマルリストなどの地域情報の更新・編纂も行い、ケアマネジャーに配布します。その他新任ケアマネジャーの懇談の場を設け、気になっていることを気軽に語り合えるきっかけ作りをしていきます。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

今年は地域ケア会議を行っていきます。その中で多職種からケアプランへのアドバイスがもらえる環境を、ケアプラザが事務局として作っていきます。また、研修の場で、専門職の講師とつなぐことにより、ケアマネジャーの相談できる先を増やしていきます。

また、同建物内の生活支援センター海の機能を定期的知るにより、他制度の相談員との協働を増やしていきます。

介護予防事業

介護予防事業

地域に既存する介護予防体操会やサロン等に出向き、栄養バランスや口腔ケア、認知症について専門家を招いてお話をする機会を設けて参ります。区と協働のもとシニア大学・老人福祉センター菊名寿楽荘等で予防講座を開催し、介護予防PRに努めます。

老人会向けに体操支援をしてくれている“パワーアップにつば”の活動を支援します。

また、“竹の子につば”など、地域のボランティア団体や町会の方たちが集まる場を知り、地域の中の介護予防の拠点となっている場所をサポートしていきます。

その他

ケアプラザ・包括支援センターの周知不足にならないように、包括チラシを作成します。エリア内コンビニや交番に配布し、活用をお願いします。

また医療機関、金融機関、薬局、スーパー、ドラッグストア、新聞店などにも依頼をしていきます。

平成26年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名：新羽地域ケアプラザ・コミュニティハウス

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			コミュニティハウス	居宅介護支援
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援		
収入	指定管理料等収入	13,613	15,465	149		5,978	
	介護保険収入				2,000		13,000
	その他						
	┆ 認定調査料						200
	┆ 利用者負担金収入						
	┆ 利用者等利用料収入						
	┆ その他の収入等						50
	収入合計(A)	13,613	15,465	149	2,000	5,978	13,250
支出	人件費	10,000	10,500	100	2,000	4,100	10,800
	事務費	1,300	1,200	20		380	862
	事業費	200	100			200	100
	管理費	1,000	2,000			1,000	1,000
	その他						
	┆ 協力医謝金		756				
	┆ 修繕費	474	126			90	
	┆ 運協	40					
┆ 介護報酬委託料支払							
┆ 消費税	500				205		
	支出合計(B)	13,514	14,682	120	2,000	5,975	12,762
収支 (A) - (B)		99	783	29	0	3	488

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。